

静岡県教育委員会

議事録

平成 30 年度 第 20 回定例
3 月 6 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 31 年 3 月 6 日に教育委員会第 20 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 31 年 3 月 6 日 (水)	開会	13 時 30 分
			閉会	15 時 00 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	教 育 長 木 苗 直 秀 委 員 渡 邊 靖 乃 委 員 藤 井 明 宏 委 員 伊 東 幸 宏		
	事務局 (説明員)	鈴 木 一 吉 教育部長 松 井 和 子 教育監 渋谷 浩 史 理事 (総括担当) 赤 石 達 彦 理事兼社会教育課長 若 月 伸 隆 教育総務課長 赤 堀 健 之 教育政策課長 木 野 雅 弘 財務課長 須 山 智 佐 子 福利課長 宮 崎 文 秀 義務教育課長 小野田 裕 之 高校教育課長 山 崎 勝 之 特別支援教育課長 名 雪 元 健康体育課長 中 川 好 広 文化財保護課長 山 田 貞 己 静岡教育事務所長 太 田 修 司 静岡西教育事務所長 三 科 守 中央図書館長 塩 崎 克 幸 総合教育センター所長 大 石 正 佳 教育総務課参事		

4 その他

- (1) 第 47、48、49、50、51、52 号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 49、50、51、52 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 49、50、51、52 号議案は非公開とする。

第 47 号議案 静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の全部改正等

教 育 長： 第 47 号議案「静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の全部改正等」について、須山福利課長より説明願う。

福 利 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1 点だけ確認したい。改正前は県立学校と公立学校という二つの表現があるが、意図的に使い分けているか。

福 利 課 長： 基本的に新しい管理規程については、県立学校を対象としている。

藤 井 委 員： あくまで県立学校が対象であって、公立学校全部を言っているわけではないということか。逆に言うと、ここで旧の中身で公立学校という言い方をしているというのは、対象として公立学校全てを含んでいるという意味か。そうであるなら、改正後の規定では、抜けることとなってしまうが。

福 利 課 長： 職場復帰について、これは事務局内の規定であるため、公立学校の長期療養者の職場復帰については、要綱の中で別に定めている。

藤 井 委 員： 新しい改正後の規定の中に、古いほうの規定で示している公立学校職員というのは、対象となっているのか。

福 利 課 長： 入っていない。

藤 井 委 員： それで問題はでないのか。

福 利 課 長： 別の規定の中で規定づけているため、問題はない。

藤 井 委 員： 支障がないのであれば良い。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 47 号議案は原案どおり可決する。

第 48 号議案 静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

- 教 育 長： 第 48 号議案「静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則」について、小野田高校教育課長より説明願う。
- 高校教育課長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 渡 邊 委 員： 今後、学級担任や教科主任として講師も活躍できるという部分については異存ないが、受けられる研修や待遇といった面で、現状の正規教員と講師の違いはどうなっているか。
- 高校教育課長： 教員と講師について、研修は多少差が出ている。教員については、初任者研修を行った後、経年研修を随時行っているが、講師については、任用された際に常勤講師研修会というものがあり、そこで主に服務や不祥事対策について行っている。ただ、講師については長期間に渡っている者もいるが、最初の年の研修のみとなっている。
- 渡 邊 委 員： 実際、学級担任や教科主任を担うということに対して、やはり生徒の指導に関してもより高度な対応が求められるようになると思う。実際に教科主任になっていただくためには、何年か実績を積んだ上でなるということが前提だと思うが、今説明いただいた研修等のシステムで適切かどうかは非常に疑問である。
- 教育総務課長： その点については、昨年度地方公務員法が改正となり、学級担任や教科主任を担うというところで、正規職員も臨時講師も同じ仕事をやりながら、処遇が違っていたが、1年後を想定して整備されるような形となった。その中で、臨時講師は厳格化されて、正規の職員に移行していく流れとなる。
- 教育政策課長： その中で、研修についても課題を持っているため、来年以降の研修についても、検討課題の一つとしてこれから検討していく。
- 渡 邊 委 員： しっかりとした教員育成、養成という部分に対してしっかりした体制を構築していくという前提の基であれば、こういった形でもいいかと思う。過去に講師の方が不祥事を起こしてしまうという案件を何件か見ているが、十分な研修がないままに学級を任されたりという点について、不安な面もあるため、体制づくりに尽力をしていただきたい。
- 伊 東 委 員： 特別選考に合格したネイティブスピーカー以外の講師は存在するか。
- 高校教育課長： 臨時的に任用されている講師がいる。
- 伊 東 委 員： その講師も学級主任や教科主任になれるのか。
- 高校教育課長： 規則上、充てることはできる。
- 伊 東 委 員： そうだと思うが、改正の趣旨にはネイティブスピーカー講師のことしか書かれていないが、そのような改正をしてもいいのか。趣旨以外も含む改正を提案していることになると思うが。
- 高校教育課長： 確かに規則上、臨時的に任用された講師も学級主任、教科主任に充てることは可能だが、想定しているのは、特別選抜で採用するネイティブスピーカーのみである。
- 伊 東 委 員： そうであるなら、それしか適用できないような規定とすべきではない

か。

渡 邊 委 員： 将来に向けて曖昧な状況で運用を始めてしまうと、ネイティブスピーカーに向けて作ったはずのものが、解釈によって別の使われ方をする危険性があるということである。それに対する防止策も確かに必要であると思う。

教 育 長： 他の都道府県は参考にしているか。

高校教育課長： 参考にしている。

教育総務課長： ここで言う講師には、臨時講師は含まれない。先ほど説明した中にもあったが、臨時講師は本来講師ではなく、教員の仕事をしており、教員の補職となる。そういう意味で、ここで想定している講師とは異なる。

高校教育課長： 先ほどの説明に誤りがあった。今、教育総務課長から説明があった通り、学校教育法では、教諭に代えて臨時的講師を任用できるという規定になっており、臨時的任用講師は教諭の代替という扱いになるため、ここで言う講師には含まれない。

伊 東 委 員： それでは、最初の質問に戻るが、特別選考に合格したネイティブスピーカー以外の講師は存在するか。

高校教育課長： 存在しない。

藤 井 委 員： しかし、任用の起源を付さない常勤講師として任用する講師に対する研修は、学級担任や教科主任をすることができる普通の教諭とは違うプログラムの研修となるわけか。

高校教育課長： ここで言う講師は全く同じ研修となる。

理事（総括担当）： 最初の渡邊委員の質問への回答に誤りがある。

高校教育課長： 最初の回答で、講師の中に臨時的任用講師も含めてと発言してしまったが、それは誤りであった。

渡 邊 委 員： では、学校には正規の教諭と講師と臨時講師という方がいて、その方々が主として児童生徒の教育に当たるということか。

高校教育課長： そうである。

渡 邊 委 員： 承知した。

藤 井 委 員： 確認となるが、ここで言う常勤講師は、資格を持って日本国籍を持っている一般の教諭と同じ研修を受けるということで良いか。

高校教育課長： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。1点、校務の運営に参画しない前提で任用するということだと思うが、任用後に教科主任や学級担任もできるにも関わらず、校務に全く関わらない立場とは何か、疑問を感じた。せっかくやる気があって、一生懸命やっているのに、疎外されたような形になって、学校運営に口を出せない。文部科学省がどのような言い方をしているかわからないが、原則として運営に参画しないという表現であれば、そうではない場合もあり得ると思うが。

教 育 部 長： これについては、平成3年に出されている通知が未だに活着している部分があるが、これほどグローバル化が進んでいる中で、教諭をやらせないという既成概念みたいなものについては、文部科学省に意見を言うべ

きであると考えている。

高校教育課長： 今、部長から平成3年の文部省通知という話があったが、実はこの見解については、昭和28年の内閣法制局の法制意見として出されており、教育公務員だけではなく、全ての公務員に対して今でも縛りがかかっている。これについては、文部科学省に意見を言うていく。

藤井委員： 良い先生が国籍がない立場であっても存在した場合、積極的に潰していってしまうのと同じことである。

高校教育課長： 私学はこの制限が当然かからないため、どんどん外国籍の教諭も任用できる。

藤井委員： どんどん差がついてしまう気がする。文部科学省への意見はぜひ言ってもらいたい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第48号議案は原案どおり可決する。

<非>第49号議案 平成30年度永年勤続者表彰被表彰者の決定

※ 非公開

<非>第50号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公開

<非>第51号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公開

<非>第52号議案 平成31年度管理職員(校長及び教育部管理職)人事異動案

※ 非公開

報告事項1 監査結果に対する措置状況の報告

- 教 育 長： 報告事項1「監査結果に対する措置状況の報告」について、木野財務課長より説明願う。
- 財 務 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 指摘の1番目の交通加害事故の多発について、公務に使う車については、ドライブレコーダーはついているか。
- 財 務 課 長： おそらく公用車のほとんどがついていないと思う。
- 藤 井 委 員： つけないのは何故か。単に事故を起こした場合の記録として、使うという使い方以前に、事故の未然防止に役立つ手段だと思う。例えば、保険会社には、ドライブレコーダーのデータからは、アクセルの踏み方、スピードの出し方、ブレーキのかけ方といった、本人の運転の危険度がどれくらいであるかわかるシステムがあり、それによって未然防止につながる。交通事故に関しては、こういう指導をした、こういった研修をした、というところから、未然防止の具体的な策を講じる段階にきていると思う。少なくとも学校の現場で使う車については、つけるような仕組みを考えてほしい。
- 財 務 課 長： 検討する。
- 藤 井 委 員： ぜひお願いしたい。通勤に使う先生方の車に関しても、そういう装置の装着を推奨するような手段も必要だと思う。
- 財 務 課 長： 県庁だと、一括で出納局が所有しており、それを貸し出している。例えば、東名で時速100kmを超えた場合は、管理職に対して、職員の運転について連絡がいく。スピードのみで、藤井委員の御意見にあったほどのものではないが。
- 藤 井 委 員： 確かに経費はかかると思うが、事故が発生した際、そのフォローアップにかかる経費や時間を考えたら微々たるものである。未然防止の効果を考えれば、導入すべきである。それから、2番目のセクシュアルハラスメントについてだが、これは対策として、加害者にカウンセリングというようなことはやらないか。
- 理事（総括担当）： この職員については、臨床心理士が対応している。結果としては、普段からそういう迷惑行為をしている認識はあまりなかった。
- 藤 井 委 員： そこが問題である。再度やってしまう可能性が高い。教職員全体として、そういう芽が残ってしまっている。いかに予防的な措置を講じるかが必要。
- 渡 邊 委 員： 交通事故ゼロボードを袋井特別支援学校では採用しているようだが、他の学校への啓発といったことは、予定されているか。
- 理事（総括担当）： 交通事故案が連発した際、コンプライアンス通信でゼロボードについて紹介をしたが、どの程度実施しているかまでは調査していない。
- 渡 邊 委 員： いいことをなるべく多くの職場で取り入れるようにしてほしい。
- 藤 井 委 員： 交通事故だけではなく、ハラスメントゼロというのも堂々と掲げてほしい。自分一人がやったために、記録がゼロの振り出しに戻るとなれば、

自制に繋がるものである。対外的に堂々と掲示することの効果はある。

教 育 長：他に意見はあるか。

全 委 員：（特になし）

教 育 長：報告事項1を了承する。

教 育 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成30年度第20回教育委員会定例会を閉会とする。